

軽井沢町危険木伐採に伴う植栽事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、適切な植栽により本町の良質な景観形成を推進するため、予算の範囲内において、軽井沢町危険木伐採等費用補助金交付要綱（令和7年輕井沢町告示第 号。次条及び第4条第1号において「伐採等補助金要綱」という。）に基づく伐採後の植栽に要した費用に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）（第3号を除く。）の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) この要綱に基づく植栽（以下「植栽」という。）（次号を除く。）を行おうとする土地の所有者であること。
- (2) 伐採等補助金要綱第3条第3号の規定による植栽を行う者であること。
- (3) 伐採等補助金要綱第9条の規定による補助金の額の確定を受けた者であること。
- (4) その属する世帯の全ての世帯員が町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していない者であること。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、植栽に要した費用の額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限額とする。

植栽本数	上限額
5本以下	1万円
6本以上10本以下	2万円
11本以上	3万円

2 補助金の交付は、一の世帯（住居を共にする者の集まりをいう。）に

つき 1 回限りとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、危険木伐採に伴う植栽事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 伐採等補助金要綱第 9 条に規定する補助金の額を確定した通知の写し
- (2) 植栽に要する経費の見積書及びその内訳書の写し
- (3) 植栽をする場所の位置図
- (4) 植栽をする樹木の配置図
- (5) 植栽計画書（植栽をする樹木の位置、樹種、樹高及び本数その他必要な事項を詳細に記載したもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をするかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第 6 条 前条の規定による交付の決定（次条及び第 10 条において「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 4 条の規定による申請の内容を変更しようとするとき又は当該補助金の交付の対象となる事業を廃止しようとするときは、速やかに関係書類を添えて、危険木伐採に伴う植栽事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第 2 号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 交付決定者は、植栽が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、危険木伐採に伴う植栽事業補助金実績報告書（様式第 3 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 植栽に要した経費の領収書及びその内訳書の写し
- (2) 植栽前及び植栽後の状況を撮影した写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その結果を当該交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、危険木伐採に伴う植栽事業補助金請求書（様式第4号）により、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。